

議案第 4 号

長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 2 年 3 月 3 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)の施行に伴い、交通指導員に係る所要の改正を行うもの。

長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例

長与町交通安全の保持に関する条例（昭和42年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「とし、町長が委嘱する」を「とする」に改める。

第6条第1項中「は非常勤とし、任期は」を「の任期は、」に改め、同条第2項中「新たに委嘱した」を「補欠の」に改め、同条第3項中「報酬」を「謝礼金」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指導員が町長の招集による会議その他に出席したときは、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）を準用して、費用弁償を支給する。

第7条中「、町長の命を受け」を削り、「あたる」を「当たる」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。